

西和賀町広告取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、西和賀町（以下「町」という。）が保有する公有財産、物品及び印刷物等（以下「町有資産」という。）に民間企業等の広告（法令等に基づく表示又は国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの委託を受けた者が公共のためにする表示等であって、広告掲載料を徴収することが適当でないと町長が認めるものを除く。以下同じ。）を掲出し、又は掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(町有資産の有効活用)

第2 町長は、町有資産の未利用部分を広告媒体として有効に活用することにより、町の新たな財源を確保し、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与するよう努めるものとする。

(町有資産の適正な使用)

第3 町有資産を広告媒体として広告をする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、西和賀町財務規則（平成17年西和賀町規則第59号）その他関係法令等の定めるところに従い、適正に使用しなければならない。

(広告掲載の範囲)

第4 町有資産を広告媒体とする広告の掲出又は掲載（以下「広告掲載」という。）は、町の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。
なお、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 比較広告
- (12) その他町有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者並びに前項に規定する広告掲載の内容に係る基準（以下「広告取扱基準」という。）は、町長が別に定める。

(広告掲載の付記事項等)

第5 広告掲載に当たっては、町の広報等と広告掲載欄とを区分するとともに、必要に応じ、次の方法により、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするものとする。

- (1) 当該広告掲載欄に「広告欄」等の文言を記載して民間企業等の広告欄であることを明示すること
- (2) 広告の内容に関する責任の帰属に関すること及びその他必要な事項を注記すること

(広告掲載希望者の募集)

第6 町長は、町有資産を広告媒体として活用しようとするときは、この要綱及び広告取扱基準に定めるもののほか、次に掲げる事項を明示して、広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 申込みの時期及び方法
- (5) 広告掲載料の基準となる額
- (6) その他町長が必要と定める事項

(広告掲載の申込み)

第7 広告掲載希望者は、西和賀町広告掲載申込書（様式第1号）により町長に申し込むものとする。

(広告の選定)

第8 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、本要綱及び広告取扱基準等に定める広告掲載の範囲及び基準に適合するもののうち、申込みに係る広告掲載料の額が最も高いものを選定するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、町長は、特に必要があると認めるときは、広告媒体の性質等に応じて町長が別に定める基準により選定の順位を決定することができる。
- 3 町長は、第1項の選定に当たっては、その結果等について、申込みを行った広告掲載希望者に西和賀町広告掲載申込適合等通知書（様式第2号）又は西和賀町広告掲載等通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(契約書の作成等)

第9 町長は、広告掲載の決定をしたときは、西和賀町町有資産への広告掲載に関する契約書（様式第4号）を作成し、又は当該広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）から請書を徴するものとする。

- 2 前項の請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 広告掲載の内容に関する事項
- (2) 広告掲載料に関する事項
- (3) 第10、第12及び第13に定める事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

(広告掲載の取消し)

第10 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が町の信用を失墜し、又は業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき。
- (6) 町の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載料の徴収)

第11 広告主から徴収する広告掲載料の基準となる額は、類似の取引事例を勘案の上、町長が事前に定めるものとする。

- 2 広告掲載料は、広告掲載に当たり、行政財産の目的外使用の許可において西和賀町行政財産使用料条例（平成19年西和賀町条例第67号）に定める使用料を徴収する場合においても、別に徴収するものとする。

(広告掲載料の返還)

第12 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第13 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを町に対して保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連する苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(協議)

第14 町有資産を媒体とする広告の実施に関し、この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長及び広告主が誠意をもって協議するものとする。

(その他)

第15 町長は、広告代理店を通じて広告掲載希望者を募集することができる。この場合において、広告代理店の募集及び選定並びに広告掲載に係る契約の締結に関し必要な事項は、この要綱の規定に準じて町長が別に定めるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、町有資産を広告媒体とする広告の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。